

令和 8 年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定

1. 選定基準 (行政事業レビュー実施要領より抜粋)

① 基準

- ア アウトカムの設定など、**EBPMに係る観点から点検する必要がある**もの
- イ 事業の**規模が大きく、又は政策の優先度の高い**もの
- ウ **長期的又は継続的に取り組んでいる**事業等で、執行方法、制度等の**改善の余地が大きい**と考えられるもの
- エ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- オ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- カ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

② その他ルール

- ・ 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、**公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないもの**とする。
- ・ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、**原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としない**ものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省庁において、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ・ 各府省庁は、公開プロセス対象事業の数を当該府省庁の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。

令和8年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定

2. 租税特別措置・補助金見直しの取組との連携

行政改革事務局からの連絡事項

見直し担当室との連携の観点で、令和8年度の公開プロセスの実施においては、以下のとおり変更を予定している。

- (1) 各府省庁の行政事業レビュー推進チームは、外部有識者会合で公開プロセス候補事業を提示する前に、租税特別措置・補助金見直し担当室参事官の了承を得ることとする。
- (2) 候補事業の選定にあたっては、昨年12月2日に開催された「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議」における木原官房長官発言（※）も踏まえ、候補事業を選定することとする。
- (3) 外部有識者会合において提示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行った対象事業については、各府省庁の政務レベルによる見直しへの関与の観点から、大臣、副大臣又は大臣政務官の了承をもって決定することとする。
- (4) 基金事業を所管する府省庁は、（所管する基金事業数が著しく少ないといった場合を除き）公開プロセス対象事業に1つ以上の基金事業を含めることとする。

（※）木原官房長官発言

本日は、政策効果の低い租税特別措置や補助金、また基金について、見直しを進めるキックオフの場として皆様にお集まりいただきました。11月27日の経済財政諮問会議で総理からも御発言がありましたけれども、EBPM（証拠に基づく政策立案）などによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策は大胆に重点化する一方で、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で「強い経済」を支える財政構造の転換を図ること、これが重要です。

租税特別措置や補助金、基金について、足元の予算編成・税制改正では直ちに見直し可能な項目を反映するとともに、次の令和9年度予算編成・税制改正では、要求段階から査定段階までしっかりと点検・見直しを進めてください。こうした取組は、要求省庁の協力なしにはできません。各府省庁においては、国民への説明責任を果たせるよう要求段階から効果検証を進めるなど、片山大臣と協力して積極的に租税特別措置や補助金、基金の点検・見直しに取り組んでいただきたく存じます。

2. 租税特別措置・補助金見直しの取組との連携 (第1回EBPM推進委員会(令和8年度2月17日)資料より抜粋)

租税特別措置・補助金見直しの取組との連携

令和7年12月2日租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議
「資料1 租税特別措置・補助金の適正化の進め方(案)」※一部実績に基づきアップデート

※ 租税特別措置・補助金の見直しについては、R8年度予算編成・税制改正から着手

R7

11月25日 行政改革・効率化推進事務局(租税特別措置・補助金見直し担当室)設置
12月2日 租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議



税制改正プロセス・予算編成過程で必要な見直しを実施

直ちに見直し可能な項目については、
令和8年度政府税制改正大綱・令和8年度当初予算概算に反映

12月26日 見直し結果概要を報告・公表

※ R9年度予算編成・税制改正では、要求・要望段階から査定段階まで一貫した対応を実施

R8

- R9年度要求・要望に向けて、要求官庁と連携して租税特別措置・補助金の総点検を行う。
(各省の行政事業レビュー自己点検プロセスやEBPMのアドバイザリーボード等、既存の取組も活用)

2. 租税特別措置・補助金見直しの取組との連携 (イメージ図 (行政改革事務局作成資料))

(イメージ)

